

宮城県告示第五百四十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十三年七月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 起業者の名称 加美町
- 二 事業の種類 加美町新庁舎建設工事及び農業用排水路付替工事
- 三 起業地
 - 1 収用の部分 宮城県加美郡加美町字矢越地内
 - 2 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由

次のとおり、法第二十条各号に規定する要件を充足するものと認められる。

- 1 第一号要件 加美町新庁舎建設工事及び農業用排水路付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、加美町新庁舎建設工事（以下「本体工事」という。）は、地方公共団体（加美町）が設置する庁舎に関する事業であり、法第三条第三十一号に該当する。また、本体工事の施行により遮断される農業用排水路の従来の機能を維持するための付替工事は、地方公共団体（加美町）が設置する用水路及び排水路に関する事業であり、法第三条第五号に該当する。

したがって、本件事業は法第二十条第一号の要件を充足するものと認められる。
- 2 第二号要件 本件事業の起業者である加美町は地方公共団体であり、本件事業に係る予算措置も講じられていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると判断される。

したがって、本件事業は法第二十条第二号の要件を充足するものと認められる。

3 第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

加美町は、平成十五年四月一日に旧加美郡中新田町、旧加美郡小野田町及び旧加美郡宮崎町が合併して誕生した新町である。合併の際に締結した合併協定書では、新町の事務所は旧中新田町役場とし、旧小野田町役場及び旧宮崎町役場を支所とする。また、将来の新町の事務所の位置は新町において検討することとした。そのため、住民サービスをはじめとする行財政事務は、旧中新田町役場を本庁舎としているが、本庁舎の床面積等の関係から、町議会及び農業委員会を小野田庁舎（旧小野田町役場）に、教育委員会は宮崎庁舎（旧宮崎町役場）に、保健福祉課は加美町福社会館に、上下水道課は中新田浄化センターに分散配置している。

本庁舎は、昭和四十一年に建設された鉄筋コンクリート造三階建ての建物であり建築以来四十四年が経過し老朽化が目立ってきており、耐震壁が不足する等の構造的要因から、現在の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の耐震基準を満たしておらず災害時の防災拠点とし

ての機能確保が懸念されている。また、本庁舎の床面積から本庁に勤務する職員数の合併による増加に対応できておらず、本庁に配置すべき部署が配置できないため、来庁者の用件が複数の部署にまたがる場合には、来庁者は庁舎間の移動が必要となっている。さらに、窓口に相談するスペースがない、エレベーターがないなどプライバシー及びバリアフリーの面からも利用しづらい状況であり行政サービスの提供に支障を及ぼしている。

本件事業の完成により、五箇所に分散されている行政機能を一箇所に集約し、行政機能が充実することにより町民に対する利便性及び行政事務執行の効率性の向上が期待される。また、防災拠点としての機能確保が図られるものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号）に規定する環境影響評価が義務付けられた事業には該当していない。起業者が平成二十二年九月及び十月に行った現地調査では起業地内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づき保護のため特別の措置を講ずべき動植物は認められなかった。しかし、環境省レッドリスト又は宮城県レッドデータブックで指定された種が確認されたため、保全対策として可能な配慮を行うこととしている。また、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）に基づき起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性について

本件事業により建設される庁舎は、加美町職員定員適正化計画を基に収容予定職員数を百七十七人とした上で、一般執務に係る諸室の延べ床面積については、総務省起債対象事業費算定基準により算定した延べ床面積以内とし、それに加えて住民活動の支援のために必要な床面積を考慮して計画している。駐車場は、一般来庁者調査、職員定員適正化計画等を基に、必要な駐車台数二百六十六台分を確保することとした上で、一台当たりの駐車区画の寸法等を「道路構造令の解説と運用」に準じて算定した計画となっている。また、緑地については国土交通省の「建築設計基準」により計画されており客観的かつ技術的な基準に適合していると認められる。

さらに、本件事業は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四条第二項の規定に基づき住民の利便性等を考慮して選定された四候補地を防災拠点としての機能の確保、災害時・平常時の利便性、将来のまちづくりへの対応、候補地周辺の交通環境への変化及び経済性の観点で比較検討を経て決定されており、加美町が起業地選定に当たって条件の中で重視している防災拠点としての機能確保、災害時・平常時の利便性、将来のまちづくりへの対応に優れていることなどを理由に申請案を選定していることから、その選定は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

四 比較衡量について

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると判断されるとともに、(三)で述べたとおり本件事業の起業地は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと認められる。

4 第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性について

3(一)で述べたように、加美町では、本庁舎の床面積等の関係から、本庁に配置すべき部署を五箇所に分散配置しており、行政サービスの提供及び行政事務執行の効率化に支障を及ぼしている。また、本庁舎は耐震壁が不足する等の構造的要因から、現在の建築基準法の耐震基準を満たしておらず災害時の防災拠点としての機能確保が懸念されていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると判断されるため、法第二十条第四号要件を充足するものと認められる。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

加美町役場（総務課庁舎建設準備室）